

随意契約（相手方指定）調書

件名	土地境界標識設置、土地境界図の作成及び敷地分筆等業務委託	No.5200524
工（納）期	平成30年11月30日	
契約締結日	平成30年10月17日	
契約金額	1,522,848円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (法人番号：9010005012931)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	土地境界標識設置、土地境界図の作成及び敷地分筆等業務委託
指名業者(案)	名称 一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 所在地 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 代表者 理事長 小林 庄次
特命理由	<p>本件は、区民施設用地の復元測量及び分筆登記を行うとともに、道路等の境界点に標識を設置する業務について委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指名したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 土地家屋調査士は、土地の測量・権利調整・登記申請に必要な書類作成等の一連の業務を行うことができる唯一の資格者である。</li><li>② 上記協会は、土地家屋調査士法第63条に基づき、公共事業を受託する意思のある調査士により設立された組織である。</li><li>③ また、上記協会は、区が発注する土地測量・不動産登記に関わる業務の受託実績を豊富に有している。</li></ol> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)